

## 「岡安の証券総合取引約款」の改正内容について

平成 28 年 1 月 1 日施行

下線部分改正箇所

改正後	改正前
第 1 章	第 1 章
第 1 条～第 3 条 (省 略)	第 1 条～第 3 条 (省 略)
第 4 条 (省 略)	第 4 条 (省 略)
2～3 (省 略)	2～3 (省 略)
<u>4 下記の方は原則としてお申込みいただくことはできません。</u>	(新 設)
<u>① 非居住者の方</u>	
第 5 条～第 6 条 (省 略)	第 5 条～第 6 条 (省 略)
第 2 章～第 9 章 (省 略)	第 2 章～第 9 章 (省 略)
第 10 章	第 10 章
第 47 条～第 49 条 (省 略)	第 47 条～第 49 条 (省 略)
第 50 条 (省 略)	第 50 条 (省 略)
2 (省 略)	2 (省 略)
<u>3 非居住者となるときは、当社でのお取引の継続ができませんので、事前にお預り物件の処分あるいは移管等を行っていただきます。なお、事前に当社への通知あるいは処理がされないまま非居住者になった場合は、一切の取引が行えないようにお取引口座を凍結いたします。</u>	(新 設)
<u>4 第1項のお届出以前に生じた損害については、当社は一切責任を負いません。</u>	<u>3 第1項のお届出以前に生じた損害については、当社は一切責任を負いません。</u>
第 51 条 (省 略)	第 51 条 (省 略)
第 52 条 当社は、お客様のお取引及びお預り残高がなくなった後、一定期間をおいてお客様に通知することなく口座を廃止させていただくことがあります。	第 52 条 当社は、お客様のお取引及びお預り残高がなくなった後、一定期間をおいて口座を廃止させていただくことがあります。
第 53 条～第 54 条 (省 略)	第 53 条～第 54 条 (省 略)
(附則)	
この約款は、平成 28 年 1 月 1 日より適用させていただきます。	

以 上